

大阪府告示第1727号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号に該当するので、同項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年9月26日

大阪府知事 松井 一郎

- 1 処分をした年月日
平成25年9月17日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社グローレフ
大阪府中央区東心斎橋一丁目3番10号長堀堂ビル604号
中村 元太郎
大阪府知事許可（般 - 22）第133974号
- 3 処分の内容
機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
当該建設業者の代表取締役が、刑法（明治40年法律第45号）違反により、平成24年12月4日に懲役1年執行猶予3年の刑を言い渡され、平成25年4月25日にその刑が確定した。